

神吉農会会則

(名称)

第1条 この会は、神吉農会という。

(構成)

第2条 この会は、神吉町で農業を営む人々を持って構成する。

(事務所)

第3条 この会は、神吉公会堂に事務所を置く。

(目的)

第4条 この会は、農民相互の連絡を保ち親睦を図ると共に、農業施設の維持管理等良好な農業経営の確保及び地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農民相互の事務連絡に関すること。
- (2) 農民相互の親睦、研修、および文化教養の向上に関すること。
- (3) 農業経営の改善及び農業施設の維持管理に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 農会長 1名
- (2) 会計（農会長兼務）1名
- (3) 実行組合長 16名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 農会長は、町内会長の推薦とする。
- (2) 会計は、農会長の推薦とする。
- (3) 実行組合長は、農家からの推薦とする。

(役員の職務)

第8条 仕事の内容

- (1) 農会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会計は、この会の会計を処理する。
- (3) 実行組合長は、担当地域内農家の連絡調整を図ると共に、事業の企画、執行にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、次の通りとし、再選を妨げない。

- (1) 農会長の任期は、4年とする。
- (2) 会計の任期は、4年とする。
- (3) 実行組合長の任期は、1年とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、実行組合長会議とする。

(1) 実行組合長会議は年二回会合し、次の事項を決議する。

1. 事業計画、事業報告、収支予算、決算について
2. 会則の制定、改正について
3. その他、運営に係る事項について

(資産の構成)

第11条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入。
- (2) その他の収入。

(資産の管理)

第12条 資産は、農会長が管理し、その方法は、実行組合長会議の議決により定める。

(経費の支弁)

第13条 この会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画および収支決算)

第14条 この会の事業計画および収支予算は、実行組合長会議の議決により決める。

○前項の規定にかかわらず、予算が議決されていない場合は、農会長は、会議において予算が議決される日までの間は前年度の予算を参考に収入支出することが出来る。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、町内会の会計監査委員を経て、総会の承認を得なければならない。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において実行組合長の4分の3以上の同意を得なければ変更する事が出来ない。

(解散及び残余資産の処分)

第17条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場所は、総農家の4分の3以上の同意を得なければならない。

○解散の時に在する残余資産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(委任)

第 18 条 この会則の施行について必要な項目は、実行組合長会議を経て別に定める。

(付則)

(施行期日)

- この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 細則 別途定める。